

ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(6)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁判傍聴のお願い

第7回口頭弁論は5月12日(金)午前11時より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。一人でも多くの人に呼びかけて傍聴席をいっぱいにしましょう。群馬の活動が低迷気味なので、元気に頑張れるよう、ご協力ください。

第6回 裁判の目—フルプランとウォータープランの微妙な関係—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

ハッ場ダム計画は、1988年に閣議決定された利根川・荒川水系における水資源開発計画（「第IV次フルプラン」）によって根拠づけられています。第IV次フルプランの目標年次は2000年とされていました（なお、第IV次フルプランは、閣議決定の時点〔1988年〕での利水実績とさえ乖離しており、全く合理性がありませんでした。）

他方、国は、1999年にウォータープラン21を策定し、従来の水需要予測（1987年に策定されたウォータープラン2000）を大幅に下方修正しました。上記第IV次フルプランはウォータープラン2000をベースにしていますから、ウォータープラン21が否定した架空の水需要予測をそのまま踏襲したものになっているといえます。

第IV次フルプランの目標年次が2000年であるにもかかわらず、現在に至るまで新規の水資源開発計画（第V次フルプラン）は策定されていません。利根川水系のフルプランは空白となっているのです。

そもそもフルプランは、都市用水が増加することを前提として、その増加量に見合う水源を確保できるように、ダム等の水源開発事業を計画する役割を持っていますが、近年のように都市用水の増加がストップして漸減の傾向を示してしまうと、フルプランを作成すること自体が困難になってしまいます。5年間もフルプラン期限切れの状態が続いているのは、水需要の動向の変化でフルプランの策定が困難になっていることを物語っているといえます。

「第IV次フルプラン」は、上述のように時間切れで消滅しています。そして、今日に至るも「第V次フルプラン」は作成されていません。この結果、ハッ場ダム計画は、現時点では行政施策上の根拠を失っていることになるのです。

以上

ミニ学習会 「八ヶ場ダムをここまで引っぱっている 政治と経済のからくり」

日時 5月14日(日)午後3時～5時

会場 高崎市労使開館 二階会議室（高崎駅東口より徒歩10分）

講師 まさのあつこさん（ジャーナリスト）

徳島県木頭村のダム反対運動に出会い、インターネット上で「ダム日記」を発信

1998年より佐藤謙一郎氏、原陽子氏の政策秘書を務めた。

利根川流域市民委員会（仮称）発足記念 利根川ツアーア

同委員会が5月末に発足するのを記念して、一泊二日の利根川ツアーアを企画しました。6月3日（土）、4日（日）にかけて、上流から下流まで、八斗島、栗橋、渡良瀬遊水池、稲戸井調節池など、利根川の要所を見学するバスツアーアです。広大な利根川の全貌に少しでも近付くための、欲張りツアーアとなっています。

3日夜には利根川流域市民委員会の第2回会合を持ちます。広い流域各地の問題を市民の目で確認し、互いに各地の活動について報告・意見交換し、利根川水系河川整備計画の策定過程に市民の意見を反映させるためのスタートにしましょう！（部分参加も可能です）申し込みは真下まで（5月14日までにお申し込みください。）

fax 0278-22-1134 アドレス yoshie-m@xp.wind.jp

主催 利根川流域市民委員会（仮称）

参加費：全行程参加で、人数、部屋割りにより、15,000～17,000円（行き帰り交通費含まず）

シンポジウム 「八ヶ場ダムは大丈夫か 第2弾 in 中之条」

昨年3月、ダム予定地直下の中之条で地質をテーマに学習会を開催しました。その後、国交省の情報開示などにより、ダムサイト予定地の岩盤、代替地の地質について、さらに多くの問題点が明らかになりつつあります。今後、裁判でも地質問題が論じられることになりますが、それに先駆けて問題提起を行います。

【日時】7月2日(日)13:30～ 【会場】中之条町ツインプラザホール(JR吾妻線中之条駅より徒歩10分)

講師 高橋利明弁護士、嶋津暉之氏、矢部俊介氏

* シンポジウム終了後、イタリアのバイオントダム崩壊の悲劇を伝える「プロジェクトV」の無料上映会を行います。

（会員募集中）

サポート会員を募集しています。ご協力ください。

こんなに問題の多いダムを、美しい吾妻渓谷につくらせるわけにはいきません。私たちは本体工事を差し止めるために住民訴訟をおこしました。正確には八ヶ場ダム負担金差し止め・損害賠償請求訴訟です。裁判は長くかかりそうです。皆さんのが支援なくしては続けられません。多くの住民市民の皆さんにお声をかけて、ひとりでも多く、サポートの増強にご協力ください。

会 費 1口 1000円（何口でも）

（振込先）郵便振替口座 00150-2-356373 （加入者名） 鈴木 康

連絡・問い合わせ先 〒371-0801 前橋市文京町1-15-10

事務局 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

メールアドレス yo3@jcom.home.ne.jp